

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【公開番号】特開2005-172224(P2005-172224A)

【公開日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2005-025

【出願番号】特願2004-319956(P2004-319956)

【国際特許分類】

F 16 K 31/06 (2006.01)

H 01 F 7/08 (2006.01)

H 01 F 7/16 (2006.01)

【F I】

F 16 K 31/06 305K

F 16 K 31/06 305N

F 16 K 31/06 305V

F 16 K 31/06 305Z

H 01 F 7/08 A

H 01 F 7/16 R

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月27日(2007.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a. 弁座(4)と弁部材(3)とを備えた弁箱(1)であって、前記弁部材が開位置と閉位置との間で前記弁座と協働する弁箱と、

b. 電磁石が通電状態になると前記弁部材が前記一方の位置になり、非通電状態になると前記もう一方の位置になるように、少なくとも1つのばね(6)とともに前記弁部材(3)に作用する電機子(25)を備えた電磁石(2)とを有する電磁弁とを備え、

非通電状態において開である弁または非通電状態において閉である弁のいずれをも製造するために、前記弁箱(1)が対向する2つの連接面(1a、1b)を有し、それらにより前記弁箱が選択的に前記電磁石(2)に連結される、

電磁弁。

【請求項2】

前記弁箱(1)と前記弁部材(3)との間に環状シール(8)が設けられ、前記一方の位置から前記もう一方の位置への前記弁部材の移動量が、前記環状シールが単に撓むだけになるように決定される、請求項1に記載の電磁弁。

【請求項3】

前記弁が、それぞれ流入口および流出口として供される少なくとも2つの開口部(10、11)を有し、前記2つの開口部のうちの1つが前記電磁石(2)の反対側の連接面(1a；1b)に設けられる、請求項1に記載の電磁弁。

【請求項4】

前記弁が少なくとも2つの開口部(10、11)を有し、前記2つの開口部のうちの1つが前記電磁石の反対側の連接面(1a；1b)に設けられ、前記もう1つの開口部が前

記弁の側面の壁でその連接面に対して横に配される、請求項 1 に記載の電磁弁。

【請求項 5】

更なるばね(7)が設けられ、前記2つのばね(6、7)が前記弁部材(3)にその両側で接触する、請求項 1 に記載の電磁弁。

【請求項 6】

前記電磁弁が圧力補償弁の形態であり、前記弁がそれぞれ流入口と流出口として入れ替え可能である少なくとも2つの開口部(10、11)を有する、請求項 1 に記載の電磁弁。

【請求項 7】

前記電磁弁が圧力補償弁の形態である、請求項 1 に記載の電磁弁。

【請求項 8】

弁箱(1)と弁部材(3)との間に環状シール(8)が設けられ、前記環状シール(8)のシールを形成する直径が前記弁座(4)のシールを形成する直径に相当する、請求項 1 に記載の電磁弁。